

番号	区 分	細 目	補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
			しなければならない。ただし、申請時ににおいて当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。		
		(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還	① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方消費税仕入控除税額申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。	1 本土工事費に100分の45を乗じて得た額以内 2 離島工事費に100分の63を乗じて得た額以内	
35	漁港改良助成事業		市町が行う、市町管理漁港の漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実を図るための施設の補修や改良等の整備に要する経費	1 本土工事費に100分の45を乗じて得た額以内 2 離島工事費に100分の63を乗じて得た額以内	1 事業主体当たりの補助対象事業費が300千円以上の事業を対象とする。
36	山の幸振興総合対策事業		市町村が適当と認める団体が行う、地域に存する特用林産物等「山の恵み」を生かした新たな地場特産品を生み出し、地域の特性を生かした販売方法の導入により確実な商品化を図り、生産収入を上げるとともに就労の場の確保に資するための山の幸振興総合対策事業に要する経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に

番号	区 分	細 目 メニュー	補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
		係る取扱い、 (1) 交付の申請			
		(1) 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税額を減額して交付申請に係る消費税及び地方消費税額を減額して当該補助金に係る消費税及び地方消費税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。			
		(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還			
		① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。			
37	小規模林道事業	市町村が行う、林業経営や地域振興を図るための小規模な林道事業に要する経費		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	
38	ふるさと緑の道整備事業	市町村が行う、「ふるさと緑の道」の維持管理を図るために要する経費		補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
39	みやぎ木のやすらぎ空間確保対策事業	市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、優良な県産材の利用促進を図るためのCLT等宮城県産材等を活用した「公共施設等の内装等木質化モデル施工」や「木製品の導入」、「プロジェクト(木)導入」、「構造(木)構築」、「危険箇所」の撤去と同時に実施するCLT(木)構築事業(市町村が実施主体を支援する補助事業(嵩上げ)を含む。)とその普及活動に要する経費		1 宮城県産材を使用した宮城県産CLT補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内ただし、県民が直接利用し、展示効果の高い箇所に設置する場合に限る。	